

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について〔令和7年7月分〕

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20250708	浮田産業交通株式会社 (法人番号 1410002005368) 代表者浮田忠勝	秋田県秋田市新屋 町字渋谷地96番地 14	本社営業所	秋田県秋田市新屋町字 渋谷地96番地14	輸送施設の使用停 止(60日車)及び文 書警告	道路運送法第27条 第3項	令和7年2月5日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」第38条第1項)、(2)運転者に対する指導監督記録義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)無車検運行(運輸規則第45条及び車両法第58条第1項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。